

延岡市立長井保育所指定管理者募集要項

延岡市立長井保育所の管理及び運営について、保育サービスの拡充と効率的・効果的な保育所運営を図ることを目的として、施設の管理に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集します。

1. 対象施設の概要

[1] 名称	延岡市立長井保育所
[2] 所在地	延岡市北川町長井 5453 番地
[3] 建物概要	建設年月 昭和 52 年 4 月
	構造 鉄筋コンクリート造平屋建て
	延床面積 363.66 m ²
	敷地面積 1,381.91 m ²
	施設内容 別紙平面図のとおり

2. 応募の資格等

[1] 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 消防法第 8 条に規定する当該施設に係る防火管理者を設置すること。
- (3) 延岡市内に事務所を有する者、または事業開始までに延岡市内に事務所を構えることが可能な者。

[2] 欠格事項

- 法人等又はその代表者等が以下の事項に該当する場合は、応募することができない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する。
 - (2) 延岡市又は宮崎県が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けている。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていない。
 - (4) 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられている。
 - (5) 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる。
 - (6) 法人等又は法人等の役員が国税及び地方税を滞納している。

なお、応募以後、上記の欠格事項に該当した場合、指定管理者の候補者となることはできません。また、指定管理者として指定された後に、上記の欠格事項に該当した場合、指定を取り消す場合があります。

3. 選定基準

[1] 選定方法

書類審査

「延岡市保育所指定管理者候補者選定委員会」において、下記の選定基準に基づいて書類審査し、採点結果の合計が最も高い申請団体を指定管理者候補者として決定します。

[2] 選定基準及び配点

(1) 市民の平等な利用が確保されること (15 点)

- ①保育目標、保育方針及び指導計画等が、
全ての児童に良質な保育を提供できる内容になっているか。…10 点
- ②保育所の利用に関する個人情報を適切に管理し、保護することができるか。…5 点

(2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること (25 点)

- ①通常保育、特別保育、行事等の事業計画が、求められる内容となっているか。…10 点
- ②保育サービス事業計画書の内容は適切か。…5 点
- ③保育所の運営に対応した適切な施設管理内容になっているか。…5 点
- ④保護者との情報共有、地域、学校との連携や協調を図ることにより、
効率的な管理運営を行えるものとなっているか。…5 点

(3) 事業計画の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること (20 点)

- ①事業計画に基づいた効率的かつ安定的な収支予算計画となっているか。…10 点
- ②維持管理経費の縮減を図るための計画が具体的に示されているか。…10 点

(4) 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること (30 点)

- ①安定的な管理運営を行うための資力を有しているか。…10 点
- ②安定的な管理運営を行うための人員の配置や、人材育成のための研修計画は十分なものとなっているか。…10 点
- ③防犯、防災その他事故発生等の危機管理のあり方を理解しており、対応策が具体的に示されているか。…10 点

(5) 園児の健康管理への配慮がなされていること (10 点)

- ①自園調理を行い、アレルギー対応、発達・健康への配慮、食中毒予防等に対応することができるか。…5 点
- ②常に園児の健康に注意し、病気やけがに適切に対応できるか。…5 点

なお、候補者選定の要件として、「採点合計が総配点の100分の60以上を満たすこと」とします。

4. 指定管理者が行う業務及び仕様

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとし、その仕様は、「延岡市立長井保育所指定管理業務仕様書」のとおりとします。

[1] 保育を行う業務

[2] 延長保育及び一時保育を行う業務

[3] 延長保育及び一時保育の利用に係る許可に関する業務

[4] 延長保育及び一時保育の利用料金の徴収に関する業務

[5] 施設及び設備の維持管理に関する業務

[6] 前各号に掲げるもののほか、長井保育所の管理及び運営に関し、市長が必要と認める業務

5. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6. 指定管理料

[1] 指定管理料の積算方法

指定管理料の積算根拠は、**施設型給付費分、特別加算手当分、各種保育サービス事業分**をあわせた額を指定管理料として設定し、各費用の積算根拠は、以下のとおりとします。

(1) 施設型給付費分

国が定める「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）」を用いて、国の基準通り、職員配置や実児童数等に応じた運営費を積算します。

なお、年度協定時においては、過年度実績等から年間給付費分を積算し、年度末において、年間の職員配置や実児童数の実績、公定価格の改定等を含めて、3月の年度協定変更締結時において、加算項目、実児童数または事業実績からなる運営費を確定させ精算します。

(2) 特別加算手当分（長井保育所：過疎地手当）

現在、保育所の利用定員は20名と国基準で最も少ない基準を適用する中、近年、定員割れが続いており、次期指定管理期間においても、児童数の増加は極めて難しい状況があります。

一方、公の施設として、利用定員20名に必要な職員配置等を考慮すると、実人員で積算する施設型給付費のみを指定管理料の積算基礎とする場合、運営費不足に陥ることは十分に想定される水準にあります。

そのため、指定管理料の積算において、施設型給付費分（国基準分）のみでは不足する運営費を特別加算手当（過疎地手当）として支給します。

なお、年度協定における特別加算手当については、令和8年度の年度予定額（過年度4か年の平均支出額から施設型給付費を差し引いた額）を5か年の見込み額とし、3月の年度協定変更締結時において、実績に基づく施設型給付費及び各種保育サービス事業（利用料金収入を除く）の運営費と相殺して精算することで、過不足のない運営費を指定管理料とします。

※特別加算手当の精算額＝

運営費決算額－〔施設型給付費確定額＋各種保育サービス事業費確定額（利用料金収入除く）〕

(3) 各種保育サービス事業分（一時保育事業、延長保育事業、その他事業）

既存の延長保育事業、一時保育事業の実施のほか、新たに、「その他、市長が認める業務」として想定される乳児等通園支援事業、児童福祉サービス利用者支援事業の各種保育サービス事業など、地域ニーズに応じた事業を展開して、地域に開かれた「公の施設」として、サービスの向上や施設の利用促進、さらには安定的な維持管理を目指すものとします。

各種保育サービス事業の運営費については、国や宮崎県・市の補助金交付要綱で定める最小の基準額に基づき年度協定額を積算し、3月の年度協定変更締結時において、実利用者数や職員配置等の事業実績を確定させ精算します。

なお、各種保育サービス事業における国等の基準に基づく運営費は、施設型給付費とあわせ、特別加算分の運営費と相殺して精算することとし、各種保育サービス事業の実施に伴う利用料金収入については、精算は行わないこととします。

[2] 指定管理料の予定額

令和8年度以降の長井保育所の指定管理料の予定額は、下記を踏まえて積算します。

- (1) 指定管理料の予定額のうち、施設等利用給付費分及び各種保育サービス事業分については、令和7年7月時点の国の俸給表及び保険料率に基づいて積算した額に変動分（変動率：3%）を考慮して積算します。
 年度協定締結時には、毎年度、前年度の公定価格にそって指定管理料を設定し（4月）、当該年度の職員配置や実児童数の実績、人事院勧告による調整（公定価格の改定）を反映して年度協定変更・決定します（3月）。
- (2) 指定管理料の予定額のうち、各種保育サービス事業分については、延長保育及び一時保育を実施した場合の事業費を積算します。
 年度協定締結時には、国や宮崎県・市の補助金交付要綱で定める最小の基準額に基づき年度協定額を積算し、3月の年度協定変更締結時において、実利用者数や職員配置等の事業実績を確定させ精算します。

【令和8年度以降の予定額】

(単位：千円)

費目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	5年間総額
施設型給付費	23,945	24,664	25,404	26,167	26,953	
特別加算手当	23,823	23,823	23,823	23,823	23,823	
各種保育サービス事業	2,073	2,136	2,200	2,266	2,334	
計	<u>49,841</u>	<u>50,623</u>	<u>51,427</u>	<u>52,256</u>	<u>53,110</u>	<u>257,257</u>

(令和8年度指定管理料積算の設定)

- 実人員 … 9名（1歳児：1名、2歳児：1名、3歳児：2名、4歳児以上：5名）
 ※令和7年6月1日の在籍状況参考
- 加算分 … 処遇改善等加算（区分1と2のみ）、3歳児配置改善加算、
 4歳以上児配置改善加算、主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算、
 冷暖房費加算、小学校接続加算

[3] 指定管理料の支払い

4月に年額の1/2、10月に残りの1/2を支払う。また、3月の年度協定変更に伴い、5月に精算（追加支払いまたは返還）します。

[4] 指定管理料の精算

施設型給付費、特別加算手当または各種保育サービス事業費（利用料金収入以外）は相殺し精算します。また、各種保育サービス事業の実施に伴い生じた利用料金収入については、精算対象外とします。

[5] 振込口座

指定管理者として指定を受けた場合は、指定管理業務に係る支出及び収入を適切に管理するために、独立した預金口座を開設してください。

(参考)

月	協定・支払・精算	備考
4月 (3月の準備行為)	年度協定	① 国の施設型給付費の基準に基づく運営費 ② 4ヵ年支出平均から上記給付費を差し引いた特別加算手当 ③ 各種保育サービス事業の実施有無に応じた見込み額 上記の①～③を指定管理料として積算
	支払い(1回目)	指定管理料(1/2)の支払い
10月	支払い(2回目)	指定管理料(1/2)の支払い
3月	年度協定の変更	① 施設型給付費の公定価格改定、実児童数、加算分等に応じた精算 ② 特別加算手当を施設型給付費と相殺して精算 ③ 各種保育サービス事業の国基準に基づいた精算 上記の①～③を実績報告に基づき、年度協定締結時に設定した指定管理料を変更。
5月	支払い又は返還(精算)	年度協定の変更に基づき、施設型給付費、特別加算手当、各種保育サービス事業(国基準分)の精算処理(支払い又は返還)

7. 利用料金

- [1] 園児又はその扶養義務者から徴収する保育費用のうち、通常の利用者負担金は市が徴収します。
- [2] 副食費や実費徴収に係る費用等、延長保育及び一時保育をはじめ、各種保育サービス事業実施に伴い生じる利用料金は指定管理者が徴収するものとします。
- [3] 利用料金は、延岡市保育所条例(昭和62年条例第8号)に基づき、指定管理者があらかじめ市長の承認を得てその額を定めるものであり、指定管理者の収入となります。

8. 運営に際する目安

- [1] 入所児童数(各年4月1日時点)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
R 3	1	3	3	4	3	4	18人
R 4	2	4	4	2	5	2	19人
R 5	0	2	3	3	1	5	14人
R 6	0	1	3	3	3	3	13人
R 7	0	1	2	2	3	3	11人

- [2] 指定管理料(過年実績)

年度	指定管理料
R 2	44,864,840円
R 3	50,220,010円
R 4	47,030,250円
R 5	44,114,860円
R 6	44,031,010円

9. 施設の目的外使用に関する事項

施設を目的外に使用する場合は、市へ行政財産目的外使用許可申請を行い、許可を得るものとします。

10. 募集要項の配布

(1) 配布場所 延岡市健康福祉部こども保育課

〒882-8686

延岡市東本小路2番地1

T E L 0982-22-7017

F A X 0982-22-1347

※延岡市ホームページよりダウンロードできます。

(2) 配付期間 令和7年7月28日(月)から令和7年9月24日(水)まで

(ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

11. 質問及び回答

質問等がある場合は、質問書(様式1)にて、電子メールにより申し込んでください。

[1] 受付期間 令和7年7月28日(月)から令和7年8月12日(火)

[2] 受付先 延岡市健康福祉部こども保育課

E-mail: jidoh@city.nobeoka.miyazaki.jp

[3] 回答日 令和7年8月19日(火)

[4] 回答先 質問した事業者に対して回答します。

また、市のホームページに質問と回答内容を掲載します。

[5] 回答方法 電子メールで行います。

12. 申請に必要な提出書類

応募する際には、別紙仕様書を参考にし、[1]の書類を各1部、[2]の書類を各7部(正本1部・副本6部)提出してください。

副本6部については、事業者名及び事業者の特定が可能なロゴマーク等を記載しないでください。

[1] 参加申込書等

(1) 参加申込書兼誓約書(様式2)

(2) 地方税に滞納が無いことの証明

(3) 国税に滞納が無いことの証明

(4) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書(様式3)

[2] 提案書等

- (1) 指定管理者指定申請書（様式4）
- (2) 事業計画書（様式5）
- (3) 収支予算書（様式6）
- (4) 申請団体の概要（様式7）
- (5) 役員等名簿（様式8）
- (6) 誓約書（様式9）
- (7) 当該申請団体の履歴事項証明書
- (8) 当該申請団体の経営状況、事業報告を説明する書類（貸借対照表及び損益計算書、事業報告書又はこれらに類する書類）
- (9) 定款

13. 提出期限

[1] 参加申込書等

提出期限 令和7年8月22日（金）午後5時15分までに必着（郵送可）
参加可否通知は、令和7年8月26日（火）に通知します。

[2] 提案書等

提出期限 令和7年9月24日（水）午後5時15分までに必着（郵送可）

14. 提出先

募集要項配付場所に同じ

15. 選定方法

- [1] 延岡市指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）により、書類審査を行います。
- [2] 選定会議において、「3. 選定基準」に基づいて審査を行い、採点結果の合計が60点以上かつ最も高い申請団体を指定管理者候補者として選定します。

16. 選定結果の通知

応募者全員に、令和7年10月下旬に文書で通知します。

17. 選定審査対象除外

次のいずれかに該当する法人は、選定審査対象から除外します。

- [1] 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- [2] この要項に対する違反又は著しい逸脱があったとき。
- [3] 提出期限までに必要な書類が整わなかったとき。
- [4] その他不正行為が認められたとき。

18. 損害賠償等

- [1] 指定管理者として選定された申請団体が議会の議決直後に辞退した場合、市は、当該申請団体へ損害賠償を請求する場合があります。
- [2] 指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設及び設備が使用に耐えなくなった場合、又は、指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等に被害が及んだ場合は、その損害の一部又は全部について賠償していただきます。このため、指定管理者は、あらかじめ損害を担保するため、必要な保険に加入していただきます。
- [3] 指定の期間満了前に指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合は、指定管理者は、市に対して速やか（遅くとも3ヶ月前まで）に通知しなければなりません。

19. その他

- [1] 指定管理者は、令和7年12月延岡市議会の議決を経て指定されます。
- [2] 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る指定管理料は当該年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。
- [3] 延岡市議会による指定議案の議決後、指定管理者は令和8年4月1日から管理運営業務が実施できるよう、あらかじめ諸準備をしておいてください。
- [4] 提出書類は、お返しできません。
- [5] 提出された書類は、必要に応じ複写し、関係機関へ提供します。

20. 問い合わせ先

住 所 〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1
担 当 課 延岡市健康福祉部こども保育課
電 話 0982-22-7017 / F A X 0982-22-1347
E-mail jidoh@city.nobeoka.miyazaki.jp